

土木主任官事務打合會を聴く

一 記 者

當日兒玉内務大臣は會議の劈頭に當り左の如き訓示を試みた。

茲に各位の會同を煩し所懐の一端を述ぶることは私の最も欣幸とする所であります。

曩に紀元二千六百年の意義深き紀元の佳節に方り長くも優渥なる 詔書を煥發せられ臣民翼賛の道を昭示せられま

したことは我等國民の寔に恐懼感激に堪へざる所であります。支那事變も既に三周年を迎へ國內の戰時體制は着々と其の歩を進め東亞の安定、日支の提携も將に其の緒に就かんとするに至りましたが、尙今後複雑極まりなき國際情勢に對處して克く東亞新秩序建設の大使命を完遂するが爲には幾多の艱難と相當の歳月を覺悟することを要するのであ

聖戰茲に滿三年。此の間國民は新東亞の確立に不退轉の決意を以て對處しつゝあるのであるが、今や歐洲の大戰は國際情勢を更に複雑微妙に推移し、上下一段と緊張味を加重し來つたのである。

斯かる重大危局に當り、銃後の第一線に在りて、生産力の擴充、資源の開發、貿易の振興に即應すべき基礎的部門を擔當して、其の施設經營に大董の奮闘を續けて居る、地方土木主任官を召集して時局下に於ける政府の所信を披瀝し、地方土木の實狀を聴くべく、内務省に於ては七月十二、十三兩日に互り其の打合會を開催した。

ります。各位は深く思を此に致され常に 聖旨に恪遵して協力一心國家の總力を綜合してこの理想を達成すべく最善の努力を盡されんことを切望致します。

時局下に於ては國防を充實し生産力の擴充を圖り銃後國民生活の安定を確保することは最も緊要なることを言を俟たぬ所であります。従つて之が基礎的要件たる土木諸施設の整備充實に對する要求は極めて強きものがありますと共に又近時日滿支三國間の經濟關係の緊密化に伴ひ之が連絡交通の施設たる港灣道路等に對する施策亦重要性を加へ來りました。依て政府に於ては、昭和十五年度土木關係豫算に付ても鋭上の情勢に對應せんことを期したのであります。各位亦克く之に協力せらるゝと共に各地方の土木事業の企畫經營に當つても右の趣旨を體して遺憾なきを期せられたいのであります。更に所要物資並に勞力に付ては需給の現況に鑑み其の利用の方法、時期等に關し格段の工夫を致され事業の緩急輕重を較量して其の調整宜しきを制せられんことを希求致す次第であります。

尙、由來土木事業は一般民生に深き關係を有し、従つて又其の關係職員が民衆と接觸するの機會も極めて多いのであります。各位は時局に鑑み事業執行に當つては常に内は部下職員の統制と協力親和とを圖り和衷協同の氣風作興に努力せられると共に、外民衆に對しては常に懇切丁寧を旨とし、以て一層官民一體の實を擧げられんことを希望致します。

以上は特に留意を望む諸點に付て陳べたのであります。尙土木行政當面の問題に關しましてはこれより御打合せを致す筈であります。各位は克く政府の意圖の存する處を體せらるゝと共に又腹藏なく意見を開陳せられんことを切望致す次第であります。

次で成田土木局長議長席に着き、指示事項に入つた。

一 水害防除ニ關スル件

水害ノ防除ニ關シテハ曩ニ屢々指示セル所ナルモ近時山林ノ伐採、鑛山ノ開發等ニ因リ山地荒廢ノ傾向ニ在ルヲ

以テ豫メ洪水時ニ備フル爲、水防訓練、河川愛護、河川維持等ノ強化ニ付特ニ配慮アリタシ

澤河川課長は、近時災害の慘過相次いで起り、十三年は全國的大水害を蒙り、十四年は中國地方を中心として大旱魃に遇ひ、其の他各種の火災、工場災害等の頻發することは、時局下誠に遺憾の極みである。しかしして河川行政を擔當して居る立場からするときは生産力の擴充、工場生産の保護の見地からして、河川を改修し、砂防の充實を圖ることも固より考慮すべきであるが、當面の問題として最少限度に河川の災害を留むる爲、關係當局と緊密なる連絡を圖り、山地の取締を嚴にし、荒廢の程度を極度に少なからしむると共に、水防訓練、河川愛護を強化して貰ひ度い。夫れが爲には國民精神運動と結合して其の勵行を圖ることも一方法と存する。又河川維持費は誠に不充分である。河川管理員の設置、維持費の増額に一段の努力を竭して貰ひ度い。平川岐阜。砂防工事と河川工事の施行箇所及其の範圍に付て、近時土木局に技術上の意見の相違があることは、

「水利と土木」の記事に見ても明瞭である。之が爲に地方廳に於て實際に河川を管理し、工事を執行する者に取つて甚だ迷惑である。之等の取扱方を明確にする爲に本省の確たる意見を聽かして貰ひ度い。谷口技監。質問の由來は從來の内務省の治水政策の根本方針に曇が生じたかに依るものと思ふが、自分の技術上の考へを述べると、治水の目的を達する爲に、治山、治河を手段とするのである。之れは車の兩輪の如く、兩々相俟つて其の目的を達するのである。

固より治山の内には、農林省の森林のこともあるが、内務省に於ては所謂砂防である。しかしして砂防と河川改修とは如何なる按梅で施行するかと云ふことは各河川に付て研究する必要がある。例へば砂防を先行して、其の結果に適應する様に河川改修を行ふ場合もあり、又水源山地の状態が比較的良好ならば、砂防と河川改修と併行して行くべきであり、稀れではあるが、水源山地が非常に良好ならば、河川改修のみを行へば良い場合もある。砂防の目的は下流の安全を圖るにあるのであるから、要するに河川改修と砂防

工事とは緊密な連絡を取つてやるべきである。洗掘地を砂防でやるべきか、河川改修でやるべきかは、其の事業が下流治水の爲に必要があるものならば夫れは砂防である。と云ふ意味の答辨をしたが其の内容は結局する所、抽象的であり河川工學講座の範圍を出でざることを得なかつたことは、問者の言の如く土木局内に砂防と河川工事との見解に意見の相違あること裏書きするものであり、聽者をして省内の一角に疑問符の潜み居るに非ざるかの感を益々深からしめた。**緒方大分**。水防訓練、河川愛護に付ては縣でも既に行つて居る。しかしながら豪雨の際は夫れ丈けでは間に合はぬ。一面未改修河川は随分澤山あるのであるから、局部的な防災工事を繼續して執行する様に仕て貰ひ度い。又土木事業が年々繰延べられて居るが、就中完成近き工事に於ては甚敷き支障があるから之等に付ては篤と實狀を斟酌して貰ひ度い。災害復舊費國庫補助額の繰延べに伴ひ、起債も繰延べられる。斯くては復舊の急速を期すべき性質の工事が放置せざるを得ぬ不合理がある。セメテ縣債丈け

でも全額認められる様に盡力して貰ひ度い。**佐藤秋田**。防災工事の補助は三分一では低率である。等しく河川改修であるから、中小河川工事並に二分一にし、更に進んでは砂防の如く三分二に上げて貰ひ度い。又防災工事は繼續費でやる様に仕組んで貰ひ度い。尙河川維持費にも國庫補助の途を設けられたい。**大島富山**。河川維持費の増額はナカ困難である。其の財源に付て各種研究して居るのであるが、其の一端として河水使用料を充當して居るのである。然るに河水使用料の徴收は五分以上の配當ある場合にのみ限られて居るので偶々、日發の配當は四分であるから使用料を納付せぬと云ふことである。斯くては府縣財源の一部を失ふこととなるから、配當率に關係なく徴收し得ることに充分配慮して貰ひ度い。**淺見新潟**。鐵道省の信濃川發電所は既に第一期工事が完成したのであるが、國の事業なるの故を以て鐵道省は使用料を出さぬと云ふ。爲に二十四萬圓の使用料が宙に浮いて居る有様であるから、内務省から鐵道省へ圓滿に交渉を進めて頂き度い。**澤河川課長**。(一)

防災工事は繼續費として相當額を計上仕度いと熱心な希望を持つて居る。(二)防災工事は局部的な一種の維持的な工事に屬するのであるから、其の補助率は不充分ながら現行の三分一で仕方がない(三)各種の工事が繰延べられて支障があるのも時局柄止むを得ぬと思つて居る。しかしながら、從來と雖特殊のものは繰延べぬか又は低率である。今後に於ても此の趣旨で進み度いと思つて居る。(四)災害復舊費國庫補助が繰延べられることは、自分等も非常に遺憾に思つて居るが、一面國家財政上已むを得ぬとも思つて居るが、決して満足して居るものではない。斯る状態は將來精算することに努力する。(五)河川維持費の補助は困難である。(六)河水使用料は、規程の適用上仕方がないが、日發は特殊會社でもあり、從來の會社からは使用料を徴收して居たと云ふ特殊事情を考へて先般來逓信省當局と折衝中である。而して十四年度分に付ては納付することに交渉が纏つたが、十五年度及將來分に付ては、之から協定する。(七)鐵道省から河水使用料を徴收することに付て河川法を適用

して行くことは困難であるから、縣と鐵道省とで協定で進む様にして貰ひ度い。内務省は縣に協力することとする。杉山長野。改正森林法の施行の成り行きはドウなつて居るか。又十五年度の河水使用料に付ては、逓信當局は「何とかしてやると云ふたが、其の意味は勿論徴收し得ることにしてやる」と云ふ様に解釋して居るが如何。澤河川課長。改正森林法の施行期日に付ては聞いて居らぬ。十五年度の「何とか」には意味があるのであつて、未だ徴否に付ては決定して居らぬのである。上田千葉。水防は警察でやると云ふ説があるが、本縣に於ては警防團が出勤する場合は警察部でやり同時に水防技術は土木でやることに圓滿にやつて居るが、しかし主管關係が明確でないと云ふことは將來に過恨を胎することにはならぬか、何れが主管課なりや内務省の見解を承り度い。澤河川課長、縣全體の協力一致が一番良いのであるが、河川を管理して居る點で土木部課が主要なる課であることは論を俟たない。組織の上から一番適當とする課でやるべきである。平川岐阜。水利使用料を

増額して、河川改修費に充當する必要がある。元來五分配當以上の會社から使用料を徴收することに決定した標準は

昭和七年頃のものであつて、當時は金利も高かつたのであるが、之を今日の如く金利の低下した時代に於て、之を其の儘にして置くことは適當ではない。従つて五分標準をモツト低下することに改正せられたい。殊に水は火力發電所に於ける石炭と同一性質のものであることに鑑みる時は、石炭代を支拂ふと同様にウント使用料を徴收すべきである。**大島富山**。昭和九年の大災害以降秩序立つた水防訓練をやつて居るのであるが、主管課は土木であつて、警防團は警備、土木は技術的訓練をやつて居るのであるが、頗る圓満に効果を納めて居る。**横山神奈川**。河川改修に因つて必要を生じた鐵道橋梁費は鐵道省に或る程度の負擔を爲さしむるを適當とするから、一定の標準を示すやうに配慮して貰ひ度い。**澤河川課長**。水利使用料の改正に付ては岐阜縣の所論に大體賛成である。適當の時期に改正する必要があるが、今直ちに改正するに付ては考慮せねばならぬ。鐵

道省に鐵道橋改築費の一部を負擔せしむることに付ては研究中である。

一 河水統制ニ關スル件

生産ノ急激ナル擴充、人口ノ都市集中ニ伴ヒ河水ニ對スル需要頓ニ増大シ河川ノ水量ハ之方需要ヲ充ス能ハザルノ状態ニ在リ、各位ハ河水ノ利用ニ特ニ意ヲ用ヒ、時局ノ要求ニ應ジ各種水利ニ適切ナル指導ト統制トヲ加ヘラレタシ、數年來各地ニ施行ヲ見タル河水統制事業ハ旱害防止上モ重要ナル施設ナルヲ以テ、斯種調査竝ニ計畫ノ樹立ニ付特ニ意ヲ致サレタシ

澤河川課長 昨年は未曾有の渇水で水争ひがあり、本年も六月頃迄はあつたのであつて、河水統制は河川行政上重要な問題である。先般内務次官から地方長官に對し各種水の使用に對し通牒せられた所も亦此の趣旨からである。而て本年度から、四國、九州、中國地方に於ける十七河川の河水統制調査を初めたのであるが、更に岡山、廣島、山

口縣に於ける調査濟河川三本を本年度から事業化すること
とし、國庫補助も決定した。之等三河川は、旱害對策とし
ての河水統制事業であるが、内務省としては一般河水統制
事業に付ても補助政策を採り度いと考へて居るのである。
飯島宮城。河水統制事業は何れも相當巨額の費用を要する
のであるから、國庫から助成して呉れなければ實現困難で
ある。十六年度以降に於ては是非助成政策が實現する様に
努力して貰ひ度い。古賀佐賀。主として澆漑用水に供する
河水統制事業に對しては助成率を増率して欲しい。澤河川
課長。助成策の實現に付ては大いに努力する。補助率に付
ては計畫の具體的内容を檢討して決定するものである。

一 河川敷地ノ占用ニ關スル件

河川敷地ノ占用ガ治水上支障ヲ來スガ如キコトハ嚴ニ之
ヲ戒ムベキ所ナルモ、時局下空閑地ノ利用増進ハ特ニ農
産確保上緊要ナルヲ以テ、各位ハ此ノ間ノ調和ニ工夫ヲ
致シ、曩ニ通牒セル趣旨ニ則リ河川敷地利用増進ニ付適

切ナル指導ト監督トヲ加ヘラレタシ

澤河川課長。事變以來國內の耕地が年々減少しつゝある
のであつて、之が應急對策として空閑地利用の點から、河
川敷地の占用を認むることとしたのであるが、之に付ては
本年四月土木局長通牒の趣旨を體して治水上取締を充分に
やつて貰ひ度い。山口兵庫。通牒に依れば、河川敷地の占
用目的が水田であつては不可ぬと云ふことであるが、過去
に於て支障のなかつた様な所は期限付でも繼續して占用
せしめたいと思つて居る。例へば圓山川の河川敷地が従來
から約五十町歩程水田を經營して居るのであるが、昨年の
如き當該地方の大旱拔に於て未曾有の大豐作を現出したの
である。之を今直ちに水田は不可ぬとして占用を取消すこ
とは實際問題として相當の考慮を要するものである。澤河
川課長。圓山川の具體的問題に付ては後刻相談する。たゞ
抽象的には河川敷地の占用を治水の見地から消極的に考へ
て居るのであるが、特殊のものに付ては各個の場合に付て
具體的に研究して行き度いと思つて居る。城戸愛知。準用

河川を改修して廢川敷地が生じても現行法では雜種財産となるのであるが、之は當然河川改修費を負擔した縣に歸屬せしむることにしなければ、準用河川の改修を促進することが出來ぬ。仍て河川法第四十七條を準用河川に準用することゝして貰ひ度ひ。澤河川課長。此の問題は河川法を改正するか、國有財産法を改正するかがある。現在では河川法の改正で進み度いと考へて居るのであるが、しかし河川法の改正と雖もしかく容易な業ではない。しかし具體的問題に付ては便法もあるのであるから、事實問題に付て協議して行き度い。

◇ 一 道路鋪裝計畫ニ關スル件

重要道路ヲ鋪裝シ以テ陸運能力ノ昂揚、自動車保有量ノ増備、自動車燃料ノ消費節約等ニ努ムルコトハ時局下寔ニ緊要ノコトニ屬ス仍テ政府ハ曩ニ道路鋪裝計畫ヲ樹立シ本年度ヨリ之ヲ實施スルコトトセリ各位ハ克ク其ノ趣旨目的ヲ諒得シ事業ノ計畫竝執行ニ付遺憾ナキヲ期セラ

レタシ

田中道路課長から大要左の如き説明があつた。

鋪裝は陸運能力昂揚上緊要の施設でありますのみならず、自動車保有量の増備並自動車燃料の消費節約に資する等、之が普及は時局下眞に喫緊の要務であります。

然るに我國道路の現状は鋪裝の普及率未だ甚だ低く、既改良の道路と雖大都市及其の附近を除きましては大部分が未鋪裝でありまして、國道に於きましては僅に一六パーセント、府縣道におきましては僅に三パーセントに過ぎない状態でありまして、自動車輸送を阻害する事甚しいのみならず、時局下自動車燃料の節約及自動車保有國策遂行上支障尠からざるものがありますので、昨年企畫院に於きまして樹立せられました道路鋪裝二箇年計畫を昨年十月土木會議の議に附しまして、本年度より之を實施する事と致したのであります。

右鋪裝計畫は國費總額一千九百餘萬圓を支出し、國道及重要なる府縣道にして改良濟なるも未だ鋪裝の運に至りま

せぬ區間の中最も緊要と認めらるゝ延長三千軒を二箇年間に舗装せむとするものであります。が、本年度に於きましては政府財政の都合上其の一部が豫算化されまして、國道の舗装費に二百萬圓、府縣道の舗装補助費として二百萬圓計四百萬圓を政府豫算に計上致しまして八百萬圓の工事を施行する事と相成つた次第でありまして、舗装延長も僅に五百軒程度に過ぎませぬが、本事業の施行に依りまして得る直接の利益は甚大なるものがあると存じます。各位は克く本事業計畫の趣旨目的を諒得せられまして事業の計畫並執行に遺憾なきを期せらるゝ様致したいのであります。

山口兵庫。道路舗装政策の成立したことは感謝する。しかし其の補助額は甚だ尠少である。時局下に於ける舗装計畫としてはモット増額しなければ畫龍點睛を缺くことゝなる。尙縣独自の舗装に付ては起債を認むることゝして欲しい。そして國庫補助舗装工事と、縣單舗装工事と併進して其の普及の速かならんことを期せねばならぬ。**平川岐阜。**乳劑の入手に關しては非常に困難である。配給に付ては内

務省で一骨折つて貰ひ度い。**田中道路課長。**舗装の増額及起債に付ては一層努力する。乳劑に付ては業者と商工省方面と連絡を取つて對策を構じ度い。そして夫れはなるべく早くやることに仕度い。**大島富山。**地方に於てセメントを契約するに當り、製造會社と販賣店との間に五錢の開きがある。縣事業に用ふるものは總て製造會社と直接契約することの途を開いて貰ひ度い。小池栃木。アスファルト系既舗装の修繕用の品が入手困難である。内務省に於て配給の斡旋を願ふ場合は修繕用の方も考慮の内にに入れて貰ひ度い。**田中道路課長。**セメントの購入方法に付ては充分以上に努力した。欲を云ひば總て五錢安く買ふことは望ましいが、從來の實績に依つて話が決定したのである。富山縣の希望に付ては努力するが、稍々もすれば製造會社から購入することに通牒してあるに拘らず販賣會社と契約した縣もあるやうに見受けられる向もあるから、此の邊は各位に於ても充分遺憾のない様に配慮して貰ひ度い。アスファルトは修繕用なると、一般用なるとを問はず、相當窮乏になる

様な實情にあるから所要量を得ることは相當の困難があらうと思つて居る。従つて工法を變更するの己むを得ない心配も持つて居る次第である。

これで午前中の會議を閉じ、午後は一時半から再開。

一 重要道路整備調査ニ關スル件

國內重要道路ヲ整備シテ日滿支交通體制ノ確立ニ資スルハ現下是ニ緊切ノ要務ニ屬ス仍テ重要道路網ニ付再検討ヲ加ヘ之ガ改良ノ順序方策竝自動車専用道路設定ノ要否等道路政策上重要ナル各種ノ調査研究ヲ爲サムトス各位ハ克ク其ノ目的ヲ體シ本調査ノ實施ニ際シ充分協力セラレタシ

田中道路課長から大要左の如き説明があつた。

東亞新秩序建設の大業が着々と進展するに伴ひまして、日滿支交通體制の確立が刻下緊切なる要務となつて參つたのであります。

此の交通體制に即應せんが爲には先づ我國內に於て各種

交通機關の整備擴充を圖らなければならぬのであります。が、殊に道路の現狀は時局の進展に伴ふ諸産業の急激なる發展に應じ得ない實情にありますので、此の際改めて重要道路に關し、多方面に互る基礎的調査研究を敢行し、恒久的なる道路國策の樹立に邁進する必要を痛感致するのであります。茲に於きまして御承知の通り本年度に於て重要道路整備調査費豫算の成立を見ただけであります。

本年度は五萬圓であります。更に昭和十六年度及十七年度に於て各五萬圓の豫算が計上することになつて居りますので合計十五萬圓を以て三箇年間繼續して此の調査を行ふ事となつて居るのであります。

本調査の實施は内務省土木出張所をして之を擔當せしめるのであります。が、何分にも其の範圍は廣汎多岐に互り、現道に關する調査の外道路運輸の經濟的諸問題に關しても亦綜合的檢討を加へやうとするのであります。相當の困難が豫想されるのであります。

就きましては、劃期的なる本調査の重要性に鑑みられ是

非共各位の御理解と御協力を御願ひ致したのであります。調査期間は三箇年に亙りますが本年度に於きましては東京、大阪間等特に緊急を要する幹線の調査に主力を注ぎ年度内に相當の實績を擧げたいと考へて居りますので、資料の蒐集各都市その他地方機關との連絡等に關し各位の特別なる御協力を仰ぎ、調査目的の達成に遺憾なきを期したいと存するのであります。尙本調査事項中には軍用資源其の他の秘密に該當し其の手續に慎重を要するものも少くありませんので、此の點に關しても亦各位の深甚なる御配慮を御願ひ致す次第であります。

引續き金子第二技術課長から、今回の調査は在來施行しつつあつた交通調査とは其の趣きを異にするのであつて、其の目的は道路網設定の基準を得んとするものである。即ち物資移動の調査を行つて自動車の經濟的輸送限界を探究せんとするのであるが、之が爲には單に道路輸送のみならず、鐵道及般船運送をも調査するのである。其の結果は現在の物資運送の狀況が或は變革を招來すべきではあるまい

かと豫想される點もあるのである。例へば道路の現況が粗悪又は不備の爲當然道路運送であるべき貨物が、鐵道又は船舶運送に轉換せられて居る様なものもあるのではないかと思つて居る次第である。何分劃期的大事業であるから充分援助して頂き度い。

◇ 一 道路ト鐵道トノ平面交叉除却ニ關スル件

自動車交通ノ發達ニ伴ヒ道路ト鐵道トノ平面交叉ヲ除却スルコトハ道路交通上寔ニ緊要ノコトニ屬スルヲ以テ豫テ内務、鐵道兩省間ニ於テ協議中ノ處囊に通牒シタル如ク兩省間ニ協定成立ヲ見ルニ至レリ各位ハ該協定ノ趣旨ヲ諒シ之ガ實施ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

田中道路課長から大要左の如き説明があつた。

輓近自動車交通の發達に伴ひまして、重要道路と鐵道との平面交叉の除却は交通上誠に望ましいことであることは申すまでもありませんのみならず、踏切に於ける交通事故が著しく増加の傾向を辿りつつあることは交通保安上寔に

遺憾に存する次第であります。従ひまして人的、物的資源の確保を必要とする今日の情勢に於ては、尠くとも重要道路と鐵道との平面交叉は之を避けるのみならず、既設の平面交叉を除却し以て、國家的損失を防止することは交通行政の掌に在る我々に課せられたる重大責務と申さねばなりません。

内務、鐵道兩省に於きましては之が解決の爲茲數年來相協力して研究を續けて参りましたが、何しろ相當の費用を要しまするし、又其の費用分擔の點に付きましては最も公正を期せなければならなかつた爲、之が調査に時日を要しましたが、先般通牒のあつた如く又御手許に差上げてある如く「道路ト鐵道トノ平面交叉除却ニ關スル内務、鐵道兩省ノ協定及同細則」の成案を得たまふ次第であります。而して協定の精神を明かにする爲に「協定ノ解説」に付きましても兩省間で作製致した次第であります。

協定、細則、解説に付ては後に金子第二技術課長から詳細に説明致されることになつて居ますので省略致します

が、要するに本協定の根本精神は新なる平面交叉は避け様、既設の平面交叉は可成除却仕様と謂ふ點に在るのであります。之を要するに本協定運用に當りましては飽くまで協調の精神であるべきは勿論であります。其の爲には不斷の調査研究を必要と致しますので、各位に於かれても協定、細則、解説の内容を充分御研究の上之が運用の完璧を期せられる様希望致す次第であります。

次で金子第二技術課長からも、本協定成立に至る迄の經過を述べ、此の問題の解決には随分古くから調査もし、研究もしたのであつたが、何しろ内務、鐵道兩省とも各々立場を熱心に主張し過ぎた爲に延引したのであつたが、今度は占用關係を離れて國家的見地に立脚して合理的に解決せんことを圖り漸く協定するに至つたのである旨の説明があり、更に協定書の逐條的詳細な説明があつた。上井三重。從來懸案中のものも本協定に依るのであるか。田中道路課長。原則として本協定に依るものである。城戸愛知。臨港線は平面交叉を認むると云ふが、其の街路に路面電車がある場

合でも平面交叉を認むるのであるか。金子第二技術課長。

今度の協定は道路丈けの問題を考へたのであつて、軌道等の存する場合は別個の問題と考へて居る。河合熊本。道路と鐵道と同時に擴張する場合の負擔は折半であるか。金子第二技術課長。折半負擔である。加藤高知。新に高低交叉をやる場合に鐵道の經間を現在の道路の幅員に依らずして將來の改良幅員に依ることゝして貰ひ度い。金子第二技術課長。一應は要求はするが、其の場合は擴張部分は道路で負擔せねばならぬと思ふ。

一 臨海工業地帯造成方針ニ關スル件

時局下生産力擴充計畫ノ進展ニ伴ヒ臨海工業地帯ノ要望熾烈ナルモノアリ而シテ從來此ノ種工業地帯造成ノ事業ハ概ネ民間ノ企業ニ委ネラレタル所ナリト雖モ敍上ノ情勢ニ鑑ミ今回特ニ臨海工業地帯造成方針ヲ確立シ而シテ其ノ企業計畫ノ如何ニヨリテハ之ヲ官公營トナスコト、シ且地方公共團體ノ企業ニ對シテハ國庫ニ於テ補助スル

コト、ナシタリ各位ハ右方針ノ趣旨ヲ體シ以テ現下生産力擴充計畫ノ遂行ニ順應セシムヘク遺憾ナキヲ期セラレタシ

高橋港灣課長。臨海工業地帯の造成は時局の關係上急速に必要なつた。殊に工業の發達は勢ひ耕地を漬地とする趨勢にある。試みに過去の狀態を見ると、昭和十年には三萬三千六百町歩、十一年二萬四千八百町歩、十二年二萬三千八百町歩、十三年には四萬六千九百町歩と云ふ具合である。又六大都市の工業敷地も年々激増して居る。之等の點からも臨海地帯造成は適切且つ緊要のことに屬するので、先般土木會議の議決を経て臨海地帯造成方針の確立を見たのである。而して國公共團體の企業と云ふことは、臨海地帯造成事業は公共團體にやらせるのであつて民間にやらせぬと云ふ意味ではない。又國庫補助は公共的施設費の三分一である。山口兵庫。公共的施設費の内へ、浚渫を入れて貰ひ度い。上田千葉。道路、護岸、共同物揚場等收入の伴はぬ施設に對して補助して貰ひ度い。千葉愛媛。浚渫及附

帶工事例へば、用悪水路の附替、道路の附換等にも補助して貰ひ度い。高橋港灣課長。浚渫費と埋立費との區別の標準が決定して居らぬが、合理的説明の附く限り補助の對象とし度い。道路費に付ては内務省としては公共施設として補助する方針だが、大藏省は未だ認むるに至らないが、之も認めさす様努力をする。水路、道路等の附替に付ても補助したいが、之は從來も補助しなかつたのであるから、直ちに其の實現は困難と思ふが努力する。土肥福岡。臨海工業地帯を縣費支辨港灣とし、之を利用する者から受益者負擔金を徴收し、之を港灣維持費の財源としたい。高橋港灣課長。現在では徴收し難いが、目下研究中である。千葉愛媛。臨海工業地帯造成費に起債を認むることに取扱はれない。高橋港灣課長。容易ではないが望みなしと斷定する要もない。現に富山、徳島縣等の如く許可になつた實例もある。

一 對滿支内地港灣調査ニ關スル件

日滿支三國間ニ於ケル交通體制ヲ整備スルハ東亞新秩序建設ノ基本要件ニシテ就中三國交通ノ據點トナルヘキ港灣施設ノ擴充ヲ圖ルハ刻下ノ喫緊事ナリ而シテ今回日滿支ヲ一貫シ新事態ニ即應スル綜合的内地港灣政策ヲ樹立スヘク之ヲ調査ヲ開始スルコト、ナレリ各位ハ本調査ノ重要性ニ鑑ミ之ヲ遂行ニ協力セラレタシ

高橋港灣課長。本調査費は昭和十五年度に成立し三箇年に亙つて調査するもので、滿洲國が成立し、北支、中支との經濟關係が實現して來たので、日本の港灣を検討すべきに立ち至つたのである。而して調査は府縣に御願ひするのであるが、愈々具體的に調査に入る以前に、府縣の實際調査を行ふ人に參集を求め詳細打合せ豫定である。佐藤秋田。船川港、八郎潟を含んだ港灣は日本海唯一のものである。之を調査港として補助して貰ひ度い。高橋港灣課長。本調査は總ての港灣の港勢に付て調査するものである。従つて海岸線の無い縣や、港灣の有しない縣にも背後地の關係上調査を願ふものであるから宜敷協力して頂き度い。

一 港務機關ノ運營ニ關スル件

支那事變發生以來我國港灣ハ戰時下ニ於ケル各種交通運輸ノ據點トシテ其ノ機能ヲ發揮シ事變ノ完遂ニ貢獻シ來リタルモ港務機關ノ現狀ニ鑑ミルニ其ノ運營ニ付一段ノ工夫ヲ拂ヒ其ノ活動ヲ廣汎敏速ナラシムヘク留意セラレタシ

高橋港灣課長。最近港灣の修築工事も段々と完成して來たが、之を運營する機關を完備するに非ざれば、港灣の機能を發揮することが出來ぬのである。即ち港務所關係の機關を再檢討して貰ひ度い。岸壁、舁標の使用料徴收方法等に付ても迅速を尊ぶ様にして貰ひ度い。**叶青森。**災害防除工事は河川に限られて居るが、波浪に因る災害防除にも認める様にして貰ひ度い。**高橋港灣課長。**十五年度要求豫算には海岸の防除工事は除外されたが、十六年度には入れたいと考へて居る。**土肥福岡。**港務所長會議等がある場合は、港務所の無い縣にも傍聽し得ることゝせられ度い。**高橋港**

灣課長。勿論差支ない次第である。**千葉愛媛。**第二種重要港灣を殖す見込ありや否や、又三ツ濱港を第二種重要港灣に編入して貰へぬか。**高橋港灣課長。**各種調査を爲した上でないと明答は困難である。

これで指示事項を終つたので本日の會議も此邊で打切り道路改良會及港灣協會主催の「獨逸を驅る」「高速度道路」「愉しき自動車道路」其の他の映畫を觀覽し、引續き右兩會主催の晚餐會に臨んだ。

◇ 第二日は午前九時十分開會。諮問事項から初められた。

一 準用河川選擇標準ニ關スル件

近時國土ノ開發ニ伴ヒ國民生活上、産業經濟上ニ於ケル河川ノ重要性頓ニ増大セルニ鑑ミ準用河川ノ現行選擇標準ヲ改訂スルノ要ナキヤ

澤河川課長。準用河川選擇標準に關しましては現行のもののは昭和三年に改正した儘となつて居るのであるが、爾來國家開發の狀況、産業發展の經過、人口の増加等に伴ひ、普

通河川に付ても取締の對象と爲すものが相當増したのであるが、之が爲には、河川法の改正、準用河川に編入の二方策があるのであるが、河川法の改正と云ふことはしかく容易なものではない。仍て昭和三年に制定した編入の標準を改訂して其の途を開かんとするものである。飯島宮城。準用河川は府縣費支辨にすることを原則とするを徹底する様にした。佐藤秋田。準用河川に非ざる爲、取締の不徹底を伴ふ場合が随分ある。又國有林内の河川に付ても同様である。準用河川採擇の一般標準をモット底下して貰ひ度い。上井三重。昭和十三年の大災害に鑑み、災害防除工事熱が勃興した。故に準用河川選擇標準を低下して之等の要望を實現する様に仕度。城戸愛知。河川は産業の發展、國民生活の安定上極めて緊要なものであることは申す迄もない所である。之を有效適切に利用すること即ち河水統制事業は最も大切な事柄である。然るに河水事業の實狀を觀るに、單に一營利會社が不經濟に水を使用して居る場合が屢々ある。之を監督權の發動に依つて充分各方面に經濟的

に利用せしむる要がある。之が爲には準用河川の選擇標準を漸次改正する方法を探るよりも、此の原則として全部を準用にすると云ふ建前を探つては如何。西大阪。なるべく多數の河川を準用河川として貰ひ度い。殊に人家運橋地のもは全部を準用河川として欲しい。

之で一般的諮問事項が終つたので、成田土木局長は谷口技監に議長席を譲つた。

◇

一 木道路橋設計示方書ニ關スル件

木道路橋設計示方書別冊ノ通定メモトス意見如何(別冊省略)

金子第二技術課長より、大要左の如き提案理由の説明があつた。

過般制定致しました鋼道路橋設計示方書及同製作示方書案に引續き、現下資材缺乏の折柄實際上最も利用される木道路橋に對する設計示方書案を得ましたので、茲に諸君の御意見を伺ひたいのであります。昨今の様に資材が不足致し

ますると耐久的橋梁の架設は極めて困難と相成つたので、改築を要するものも維持に苦心をして今日まで持ち耐へて來たのでありますが、一方道路交通は益々繁劇を加ふるに至り、遂に維持も不可能に立到り、橋梁の架替の急を告ぐるものが今日では相當多數に上つた事と存じます。

以上の事情に鑑み、先般當局に於て鋼鉄桁又は鐵筋コンクリートゲルバー桁等に代るべき徑間（一五、二〇、二五米の荷重九屯自動車）を有する木橋を工夫致し、設計上の御参考までに御送り致しました次第であります。是等の木橋の設計は勿論其の他の木橋に對しまして設計の基準たるべき方書を作り、木道路橋の適當なる設計の行はれる様に致したのであります。従來は各縣府に於て夫々適當に設計され、特に今日まで統一ある一定規格が定められたものは無かつた様であります。それで現在行はれて居る各府縣の實例、諸外國の例、其の他今まで本邦に於ける各種試験の結果を參酌して立案したものであります。

當局に於きましては從來補助工事の對象としては耐久的

構造を有する橋梁に限つて居りました。又今後とも其の方針に變りは無いのであります。従つて此の方面に資材の得られるまで出來る限り改築を待つ方がよいと思ひますが、現橋の状態より改築の眞に己むを得ないものにして、土地の情況より假橋程度となし難きものにして、而も縣のみでは改築の困難なる場合は木橋と雖補助の對象として扱ひ得ることゝ考へて居りますが、此の場合には少くとも此の方書に準據して設計せられたるものに限られる事となる筈であります。

次に本示方書案の内容に就て一應御説明申上げたいと存じます。橋梁の等級、建築限界等は何れも鋼道路橋の場合と同一とし、活荷重に關しても矢張り同様なものであります。特に木橋の場合に限り其の壽命等の點を考慮し、架設地點の狀況に依つては道路管理者の認定に依り橋梁の等級に不拘六屯自動車及四〇〇疋每平方米の等分布荷重を使用する事が出來る様に遞減したのであります。即ちある架設地點に於て現在は勿論のこと、當分の間六屯以上の自動車

の交通の見込のない箇所にはこの取扱に依ることが出来るのであります。尙、衝撃係數、風荷重、高欄に作用する推力等も木橋の壽命等に稽えて相當輕減致したのであります。活荷重負載の方法は鋼道路橋と同様と致したのであります。尙此の場合に於ても特例として支間一〇米未満の橋梁では自動車荷重のみとし、支間一〇米以上の橋梁の主桁の設計には等分荷重のみを負載して設計し得ることゝして計算の簡易化と應力の輕減を計つたのであります。

木材の許容應力に就ては、各種の木材強度試験の結果或は各府縣に於て現に採用しつゝある數値等を参照して標準値を定めたのであります。

元來木材の強度は非常に區々でありまして、之を一律に規定することは眞に困難なのであります。各般の事情を綜合して考慮した結果、大體針葉樹と闊葉樹の二種に大別して標準値を與ふるを適當と認めたのであります。従つて此の値を標準として使用材に應じて適宜判定せられんことを望みます。

以上の外、六章部材の設計、七章設計細目に涉り規定致したのであります。何れも從來設計上慣用し來つた工法に吟味を加へ、主要なる點を明確ならしめると共に注意すべき點を纏めたものであります。以上を以て本示方書案の大體の説明を申上げたのであります。各條に就き御檢討あらんことを望みます。

之に對し主として小池栃木、大島富山、中福井等より活荷重又は死荷重の問題に付質疑があつた。又河合熊本は、農林省に於ける木材の尺度は尺寸である。従つて市場に在るものは總て尺寸であるから設計上困難をする。之等に付て本省同志で統一して貰ひたい。

◇
一 電弧熔接鋼道路橋設計及製作示方書二
關スル件

電弧熔接鋼道路橋設計及製作示方書別冊ノ通定メモトス
意見如何(別冊省略)

金子第二技術課長から大要左の如き説明があつた。

鋼構造物の銲結工法に代つて、電弧熔接の工法が實用化せられたのは最近のことである。先づ造船、造艦の方面に次に建築に使用せられ、次いで近來橋梁方面に次第に實用化せられて來たのであります。

電弧熔接を橋梁に應用するに際し、幾多の利點があるのではありませんが、又相當考慮すべき缺點と考へられる點も存するのであります。然るに近來研究の進むと共に次第に之等の缺點も除却せられ、現に歐米各國は素より本邦に於ても早くから鐵道橋の補強に利用して好結果を得、道路橋に應用せられた實例も結果は悪くないのであります。

電弧熔接を應用して其の最も利點とする所は、鋼材重量の節約が出来ることでありまして、現在の情勢から致しまして、今後は鋼橋に次第に此の工法が廣く採用せらるゝことを考慮し、こゝに電弧熔接鋼道路橋の設計及製作に關する示方書案を作成提案し、諸君の御意見を伺ひたいのであります。

次に本案の内容に關しニ應御説明申上げたいと存じます。

す。本示方書案は舊の銲結の場合の鋼道路橋の設計及製作示方書案中、銲結に代るべき電弧熔接に適用するのであります。大體に於て其の他に變更は無いのであります。熔接の表示方法等に就ては從來區々に定められたものがありました。日本標準規格として定められたものが最近發表せられましたので是に依ることゝ致しました。設計荷重、部材の設計は銲結鋼橋の規定通りと致し、又熔接部分の許容應力に關しては諸國の實例を参照すると共に、本邦に於ける各方面の實驗の結果並に製作工場の現狀を參酌致しまして第十條の如き値を適當なりと認めしたのであります。

設計計算上の基本事項を第二章に定め、第三章に於ては施工上の主要なる規定をなし、第四章には検査に關する事項、第五章には熔接工手に關する規定をなしたのであります。

本示方書案中第四條の電極棒、第四十七條の熔接工手に關する部分は、内務省土木試驗所に於て定むる所に依ると致してありますが、未だ公表はせられて居りませぬが既

に原案を作成せられて居るのであります。電極棒、熔接工手は共に熔接の良否を左右する大切な事項であります。極めて専門的であり細部に渉る事項と認め本示方書案中には揭示致さなかつたのであります。

橋梁に關する示方書と致しましては曩に御詢り致しました鋼道路橋（鉄結）の設計並に製作示方書及今回提出の木道路橋、電弧熔接鋼道路橋でありまして、鐵筋コンクリート道路橋に關する示方書で一通り完備するわけであります。又次の機會に御詢り致す豫定で居ります。

以上本案の一應の説明を致したのであります。各條御檢討あらんことを望みます。

之に對し小池栃木、山口兵庫、岩崎京都等から質疑があり、結局各口議長から右兩案に對する意見は、八月十五日迄に文書を以て回答せられたしとの事で一應終了した。

暫時休憩の後再開。懇談事項中「道路取締令ノ荷重制限緩和ニ關スル件」を議題とし金子第二技術課長から、大都市附近に於ては實際上貨物自動車の積載量は取締令の制

限を超過して居る。又橋梁等も遂次架換せられたので、旁々取締の緩和と實狀に即した荷重にしたいと云ふ希望がある。殊に適正運賃を設定する爲監視廳から之を要求して居る。併し監視廳管内の橋梁は概ね差支ない迄に漸次竣功した實狀であるが、埼玉は如何と云ふ問題がある。平川岐阜。

荷重制限に付ては、地方廳ではやかましく取締つて居る。都會地附近は堅固な橋梁が出来て居るが、地方では荷重の貧弱なものが多い。しかも實際に於ては山間部に於て木材を澤山積んで居る。従つて吊橋の壽命の短いものが随分ある。最大限を増すことは宜しいが、取締令第十五條で更に制限することゝしたい。上井三重。制限を緩和すれば此の際にはガンリンは無し、車は無しの時期であるから、制限超過を奨勵するが如きことゝなるから、此の際思ひ切つて緩和すると同時に嚴格に、制限を取締らなければならぬ。佐藤秋田。本縣は鑽石の産出が多いので、五六噸を積むものが普通である。徒らに事實と異なる荷重を制限しても駄目であるから、道路交通の發展上思ひ切つて緩和せよ。金子第

二技術課長。道路を改良してから自動車交通を許容すべきであつて、何でも自動車を通るから制限を緩和せよと云ふことは道路管理權を自ら輕悔するものである。岩崎京都。自動車の能力の限度迄を積載せしめよ。然るときは車に依つて分相當のものしか積載しないこととなる。

これで午前中の會議を終り、一同内相官邸に於ける兒玉内務大臣の午餐會に參席した。

◇

午後は一時半から内相官邸で再會。懇談事項たる「物資及勞力ノ需給ニ關スル件」及「物價騰貴ト土木事業ノ執行ニ關スル件」を中心として各自隔意なき意見を吐露した。今之等質疑應答中の重なるものを要約摘録して見ると、問。鋼材の入手困難なる爲昭和十年の災害橋が、既に假橋の架換に迫られて居るも未だに竣功するに至らず、爲に工法を變更するかも判らない。答。充分相談に應ずる。問。セメントの配給に付ては誠に感謝する。今後の配給數量はドウナルのであるか。答。大體本年度通り配給し得る。

問。アスファルトに付いて心配して貰ひ度い。答。ナカナカ困難ではあるが、一面業者からは内務省方面で配給を指示して呉れと云ふて居ることもあるし、旁々何とか手早く取纏め度いと思つて居る。問。鐵材の配給不圓滑を何とか出来ぬか。答。物動計畫では十四年度よりも十五年度は稍々殖えて居るが、實際の配給に付ては未決定である。問。鐵材の切符を持つて行つても其の店に其の品物が無い。答。從來の分にはソナナものもあつたが、本年度からの分は是正されて居る筈である。問。ガソリンを今少しく増配して貰ひ度い。答。ガソリンの増配は望がない。問。土木職員を優遇して貰ひ度い。例へば部制の在る課長は地方技師とするが如く、其の他待遇官吏も本官と同様に待遇する様にして欲しい。問。土木技術なるものを今少しく再認識して貰ひ度い。そして其の觀點から現在の土木行政の組織なり、制度なり、待遇なりを再検討して貰ひたい。

(お断り) 此の懇談事項の内容に付ては、今少しく詳細に記述する豫定の處、筆者發熱甚しく、爲に遺憾ながら技で攔筆するの己むを得なかつた事を御諒承を乞ふ。